

北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求める意見書について

北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について
実態調査等を求める意見書

北海道庁の課長級以上の職員で構成される親睦団体の部課長会が、メンバーの同意なく会費から国会議員の政治資金パーティー券を購入していたことが報道により明らかになった。

鈴木直道知事は記者会見で、2024年度に部課長会費から22枚購入していることを公表した。しかし、全庁的な調査については実施を否定している。

北海道庁には1995年10月に不正経理問題が発覚した負の歴史がある。過ちを繰り返さないために、内規として改善プログラムが整備された。このプログラムには、職場でのパーティー券の購入、あっせんは個人的なもの、部課長会費も含め一切禁止すると記されている。

専門家からは、政治資金規正法は公務員が自分の意思でパーティー券を購入するのは禁じていないが、部課長会費のように複数のメンバーが出し合った資金から各人の承諾を得ずに購入すること、上司の裁量で同意を得ず本人の意思に反して買わせることは、同法の規定に反するおそれがあると指摘されている。

今、必要なのは、自らを律するために改善プログラムを作った原点に戻ることはないか。北海道庁においては、再び道民の信頼を失うようなことがあってはならない。

よって、北海道においては、次の措置を講ずるよう求める。

- 1 部課長会による政治資金パーティー券購入について、実態調査と結果の公表を行うこと。
- 2 メンバーの同意なく部課長会費から購入したことが事実と確認された場合は、部課長会に対し、疑念を招く行為の取りやめ及び再発防止の確立に向けて誠心誠意取り組むよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会